

相続財産清算人の皆様へ (九州財務局からの依頼事項)

- 1 九州財務局では、民法第959条の規定に基づく残余財産の国庫帰属に関する事務を行っており、当該残余財産のうち不動産等については財務局等が引き受けることとなります。
- 2 これまでも、国庫に帰属する不動産等の引受けに当たっては、相続財産清算人の皆様から管轄の財務局等に対して、国庫への引継ぎの手続について事前にご相談いただいているところですが、中には相続財産の清算手続の終局の段階になって初めてご相談をいただくケースもあり、その後、国庫への引継ぎが完了するまでに相当の期間を要しているものも見受けられます。
- 3 こうした中、国庫に帰属する不動産等の円滑な引受けを図るためには、相続財産清算人の皆様と財務局等との連携強化が必要となります。
- 4 つきましては、相続財産清算人の皆様におかれましては、財産目録を家庭裁判所に提出した時など相続財産の清算手続の早期の段階において、当局に対して国庫帰属の手続等についてご相談いただきますようお願い致します。

なお、残余財産として国庫に帰属する不動産等が生じるか明らかでない場合についても、当局においては、相続財産清算人の皆様の円滑な事務処理に資するよう、積極的に相談に応じておりますので、下記担当窓口までお気軽にご連絡ください。

【担当窓口】

熊本家庭裁判所管轄区域内
九州財務局 管財部 第一統括国有財産管理官
熊本市西区春日2丁目10番1号
TEL096-353-6351 (国庫帰属担当者)